警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

昭和50年10月15日 宮城県条例第38号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例をここに公布する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和29年宮城県条例第36号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和27年法律第245号。以下「法」という。)第4条第2項及び第6条第2項の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関し必要な事項を定めるものとする。 (実施機関)

- 第2条 県が行う給付の実施機関は、警察本部長とする。
- 2 警察本部長は、次の各号に掲げる権限を有する。
- (1) 法第2条に規定する災害の認定
- (2) 療養の実施
- (3) 給付基礎額の決定
- (4) 法第5条第2項に規定する休業給付を行うかどうかの決定
- (5) 給付金額の決定

(給付の範囲、金額、支給方法等)

第3条 県が行う給付の範囲、金額、支給方法その他給付に関する事項については、国が 行う給付の例による。

(給付の実施細目)

第4条 この条例に定めるもののほか、給付の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年5月30日から適用する。
  - (経過措置)
- 2 昭和50年5月30日前に生じた給付事由に係る同日前までの給付については、なお 従前の例による。

附 則(昭和57年10月13日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の規定は、昭和57年9月1日から適用する。